

つくばみらい市上下水道料金徴収等業務委託に係る質問回答書

回答日：令和6年10月24日

NO	質問	回答
1	質問項目：実施要領6頁 10. 業務提案書等の作成要領及び提出方法 (5) 業務提案書内容 1～20 について記載することとありますが、20 の取組意欲については、業務に対する意欲を表現すればよろしいのでしょうか。	20 は、プレゼンテーション時の内容を評価するものであるため、業務提案書への記載は必要ありません。
2	質問項目：仕様書 P3 第7条 受託者変更に伴う周知 『受託変更の周知文書の配布方法は現地投函又は郵送とし、もれなく配布すること』『周知は委託業務開始前及び開始後』とありますが、委託前開始前の周知について、現検針員への配付依頼は可能でしょうか。	検針員は現受託者との契約のため、現検針員への配付依頼については、現受託者と次期受託者による別途協議が必要となります。
3	質問項目：仕様書 P7 準備期間における業務引継 第27条 4 『市では準備期間における作業場所を確保できないため、受注者の負担と責任により、～市の承諾を受けなければならない』とありますが、市の承認を得るため、どのような提出資料が必要でしょうか。	作業場所となる物件の賃貸契約書や地図、警備保障関係の契約書、具体的なセキュリティ対策や計画等、個人情報を取り扱う体制が整った施設であるか確認できる資料を提示していただくことになります。
4	質問項目：仕様書 別紙2 経費の負担区分について 14 コンピュータ機器費 15 コンピュータシステム費 サーバ、端末機器、電子計算処理システム等が市が負担するものと記載されておりますが、準備期間中における従事者への操作研修のため、料金システム、検針機器の貸出は可能でしょうか。また、業務特性を捉えた場合、本番データを使用した、本番機の貸出は個人情報保護の観点より適正で無いと認識しておりますが、仮想環境の構築及び仮想データのセットアップ	準備期間中の端末設置や貸与は行いません。準備期間中に、現受託者、市職員、次期受託者との引継ぎの範囲内において対応することになり、詳細については別途協議が必要となります。

	を含み、費用は市負担等の認識でよろしいでしょうか。	
5	質問項目：仕様書 別紙2 経費の負担区分について 14 コンピュータ機器費 15 コンピュータシステム費 サーバ、端末機器、電子計算処理システム等を市が負担するものと記載されておりますが、貸出が可能な場合は準備室に設置して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	準備期間中の端末設置や貸与は行いません。準備期間中に、現受託者、市職員、次期受託者との引継ぎの範囲内において対応することになり、詳細については別途協議が必要となります。